

亡くなられたときの手続きにご持参いただくもの

- ご遺族の方のもの
 - 本人確認書類
 - 振込口座がわかる預金通帳等
 - 葬祭をおこなった方がわかる書類
(死体埋火葬許可証、会葬御礼ハガキまたは葬儀社の領収書等)
- 亡くなられた方のもの
 - 亡くなられた方が市役所から交付を受けていたもの
 - ・ 介護保険証 ・ 医療費受給者証 ・ 障がい者手帳 など
- その他
 - 遺言等による相続人の場合は遺言書、遺言公正証書等をお持ちください

市役所での主な手続き

項目		内容	担当課 (市外局番 082)
住民登録	世帯主変更	3人以上の世帯の世帯主が死亡した場合のみ	市民課 本館1階 ☎420-0925
	印鑑登録	手続きは必要ありません	
	マイナンバー	手続きは必要ありません	
保険・年金・介護	国民健康保険	各証の返還 葬祭費の請求手続き	国保年金課 本館1階 ☎420-0933
	後期高齢者医療	相続人代表者指定手続き	
	国民年金	※詳しくはお問合わせください。	
	介護保険	各証の返還 相続人代表者指定等の手続き	介護保険課 本館2階 ☎420-0937
障がいのある方		手帳及び各証の返還 手当の喪失手続き ※その他詳しくはお問合わせください。	障がい福祉課 本館1階 ☎420-0180 ☎420-0181
市税を納めていた方		市税（市県民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税）の相続人代表者指定手続き	市民税課 本館5階 ☎420-0910 資産税課 本館5階 ☎420-0911
		市税（市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税）の口座振替変更の手続き	収納課 本館5階 ☎420-0912

項目		内容	担当課 (市外局番 082)
こども	児童手当等	児童手当消滅又は額改定の手続き 受給者変更手続き 医療費支給の喪失手続き ※その他詳しくはお問合わせください。	こども家庭課 本館 2 階 ☎420-0941
	保育所・幼稚園	世帯・保護者の変更手続き	保育課 本館 2 階 ☎420-0934
	いきいきこどもクラブ	保護者の変更手続き 口座振替変更の手続き	青少年育成課 北館 3 階 ☎420-0929
ふれあい収集		利用中止の届出	廃棄物対策課 本館 1 階 ☎420-0926
緊急通報システム		機器返還の手続き	地域包括ケア推進課 本館 2 階 ☎420-0984
被爆者健康手帳		葬祭料の支給申請手続き	地域共生推進課 本館 2 階 ☎420-0932
浄化槽		浄化槽管理者が亡くなった場合のみ	生活衛生課 本館 4 階 ☎422-1048
市営墓地		市営墓地使用者の相続による権利移転手続き	
飼い犬		犬の登録事項の変更手続き	
市営住宅		※詳しくはお問合わせください。	住宅課 本館 8 階 ☎420-0946
水道		名義変更等の手続き※電子申請・電話申請可 口座振替変更の手続き	東広島市上下水道お客さまセンター 水道企業団東広島事務所 1 階 ☎423-6333
下水道		名義変更等の手続き※電子申請可 口座振替変更の手続き ※農業集落排水処理施設においても同様の手続きが必要です。詳しくはお問合わせください。	下水道管理課 本館 7 階 ☎420-0957

項目		内容	担当課 (市外局番 082)
公共下水道事業受益者負担金・分担金		公共下水道事業受益者負担金等の納付義務者（負担金納付中、徴収猶予中の方）が亡くなった場合の受益者変更手続き ※詳しくはお問合わせください。	下水道管理課 本館 7 階 ☎420-0957
占用物件（市所有電柱）の占用料		市の電柱を建てている土地の所有者が亡くなった場合、土地を相続された方の届出が必要です。※詳しくはお問合わせください。	D X 推進チーム 本館 5 階 ☎420-0944
農地の手続き		その農地を相続された方の届出が必要です。法務局にて相続による所有権移転登記が完了しましたら、農業委員会へお越しくください。また、登記地目が田の場合は、その田を管理される方の届出が必要です。農林水産課へお越しくください。	農業委員会 本館 8 階 ☎420-0972
山林の手続き		その山林を相続された方の届出が必要です。法務局での相続による所有権移転登記が完了しましたら、森林の土地の所有者届の提出に農林水産課へお越しくください。	農林水産課 本館 8 階 ☎420-0939
名義変更	原付・125cc以下のバイク・農機具・小型特殊自動車	ナンバープレートを持参してください。	市民税課 本館 5 階 ☎420-0910
	軽自動車	【問い合わせ先】 軽自動車検査協会 広島主管事務所 TEL050-3816-3080 広島市西区観音新町四丁目13番13-4号	
	125ccを超えるバイク	【問い合わせ先】 広島運輸支局 TEL050-5540-2068 広島市西区観音新町四丁目13番13-2号	
不動産の相続による所有権移転登記		【登記手続案内は事前予約制】 不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。法務局（又は司法書士）にお問い合わせください（詳細は法務局ホームページ参照）。	法務局 ※広島法務局東広島支局 ☎422-2338

法務局よりお知らせ

法定相続情報証明制度

(広島法務局東広島支局 TEL(082)422-2338)

相続登記をはじめ、その他の相続手続には「法定相続情報一覧図」が便利です。
詳しくは法務局へお問い合わせください(手続案内については事前予約制)。

市民課よりお知らせ

死亡届の提出の後は、亡くなった方やご遺族の状況に応じて、様々な手続きが必要になります。

ご遺族の手続きの負担を軽減するため、市で必要な手続きの一覧表を作成するサービスを行っていますので、ご希望の方は本庁1階市民課戸籍係にお越しください。